

消費税及び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の有無に係るフローチャート

本フローチャートにより、返還の有無のパターンを確認してください。ご自身がどれに該当するか不明な場合、税務署又は税理士等にご相談ください。

パターンが確認出来たら、次の報告書一式を提出してください。仕入控除税額が0円であっても必ず報告が必要です。

- 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書 (e-kanagawa電子申請の場合は直接入力)
- 入力用シート(仕入控除税額(返還額)がある場合のみ)
- 事業者に応じた添付書類 (ホームページでご確認ください)

